

日本百貨店と一緒に！ 首都圏de売れる商品づくりを！

(令和元年度 備前おかやま食の販路開拓チャレンジ応援事業)

首都圏での販売を目指して、バイヤーと自社商品の開発・改良に取り組んでみませんか！

参加事業者募集

首都圏での販路開拓を目指す管内ものづくり事業者等の皆様を応援するため、株式会社日本百貨店のバイヤー・デザイナーと一緒に自社商品の開発・改良に取り組む事業を実施します。出来上がった商品は、**実際に首都圏の店舗で販売**もいたします。

対象商品等

備前県民局管内の事業者等が製造・加工又は販売する食品等 6 商品（食品は常温又は冷蔵）
※書類及びヒアリング等による審査があります

事業スケジュール

STEP 1	「日本百貨店しょくひんかん」で実際に既存商品を販売し、首都圏のマーケティングを実感！	8月下旬～9月上旬
STEP 2	商品の開発・改良 デザイナーと一緒に商品への想いを形にしていきます	9月中旬～11月下旬
STEP 3	出来上がった商品を「日本百貨店しょくひんかん」ほかで販売	12月上旬～2月下旬
STEP 4	他の小売店舗等へさらなる販路拡大を！	

応募締切

令和元年 6 月 28 日 (金) 17 時必着

応募説明会を開催します

株式会社日本百貨店の日暮バイヤー、青木デザイナーにお越しいただき、商品選び・基準等や過去の実績紹介や首都圏への販路開拓に向けたトレンドや旬なお話をさせていただきます！

日 時：令和元年 6 月 21 日 (金) 13：30～15：00（13：00開場）

場 所：テクノサポート岡山 中会議室（岡山市北区芳賀5301）

申込期限：令和元年 6 月 17 日 (月) 必着

※詳細は別紙「応募説明会チラシ」をご覧ください

日本百貨店しょくひんかんって？

ニッポンのモノづくりとスグレモノをテーマに、日本全国から様々なヒト・モノ・コトが集まり、様々な出会いを生み出している日本百貨店。2013年7月、初めての食品専門館をオープン。作り手と使い手の出会いの場というコンセプトそのままに、全国の“食”の作り手が都心の生活者と会話をしながら、“おいしい”を紹介する。JR秋葉原駅の駅前という日本中のみならず世界中の人々が集まる場所で、「食のテーマパーク」として日本の“食”そして日本の“文化”を発信している。
<http://syokuhinkan.nippon-dept.jp/>



主催：岡山県備前県民局、公益財団法人岡山県産業振興財団

募集要項・お問い合わせ・お申し込み先は裏面へ

備前おかやま食の販路開拓チャレンジ応援事業 募集要項

① 応募資格

事業者等が製造・加工又は販売する食品等を有し、積極的に首都圏へ販路開拓を目指す中小企業等※で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 備前県民局管内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 岡山県税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 食品衛生法、J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJ I S 規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (7) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (8) 各種保険等に加入する等、事故等が発生した場合にも被害者の救済が確実にできること。
- (9) 自社の商品等の販路開拓に意欲のある者で、専門家からの助言に対して、真摯に対応できる者。
- (10) 東京での「日本百貨店しょくひんかん」での既存商品の直接販売に必ず参加できる者。
※「中小企業等」：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者、並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

② 必要経費

- ・商品開発・改良に伴う経費（専門家の出張及びデザインに要する経費は除く）
- ・納品に伴う送料
- ・「日本百貨店しょくひんかん」での既存商品の直接販売等に要する経費（旅費、宿泊費、試飲食用の商品代）

③ 店舗での販売

販売店舗：日本百貨店しょくひんかん（東京都千代田区神田練堀町8-2）ほか

条 件：専門家と開発・改良した商品の店舗での販売条件は、買い取りとします。買い取り条件は、商品開発の段階で受託者と企業等が協議し決定することになります。

④ 応募方法

- (1) 提出書類等
 - ア 出展企業等応募申請書
 - イ 会社概要（企業のパンフレット等・P D F 可）
 - ウ 応募商品の写真
 - エ 応募商品（現物） ※申込後、商品を発送していただくので、詳細は別途お知らせします。
 - ・アは公益財団法人岡山県産業振興財団H Pからダウンロードしてください。
http://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/472
 - ・参加者採択後、岡山県税に滞納がないことを証明する納税証明書（完納証明書）（原本）を提出していただきます。
 - ・ご提出いただいた申請書類及び添付書類などについては、返却いたしません。
 - ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
 - ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。
- (2) 提出部数
1 部
- (3) 提出先
公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課
〒701-1221 岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）
- (4) 実施主体
岡山県備前県民局、公益財団法人岡山県産業振興財団
- (5) 提出方法
メールまたは郵送してください。

⑤ 募集企業等

6 社程度

⑥ 選考について

- (1) 一次審査
書類及び商品審査の上、7月下旬に選考結果を通知します。
- (2) 二次審査
一次審査通過者は令和元年7月31日（水）にヒアリング審査を行い、8月上旬に選考結果を通知します。

⑦ 注意事項

- 参加者には、テスト販売等でアンケートをお願いする予定です。ご協力をお願いします。
- 参加者は、安全かつスムーズな事業実施のため、事務局の指示には必ず従ってください。
- 参加者が損害を被った場合、その損害については参加者の負担となります。
- 特別なノウハウや秘密事項については、参加者自身で予め法的保護を行うなどの対応をおとりください。

⑧ 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課 担当：岡野、大森
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）

電 話 086-286-9677

F A X 086-286-9691

Eメール shinfo@optic.or.jp